

メジロの捕獲は 禁止されています！

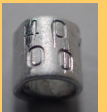
福岡県では、平成24年4月1日からメジロの愛玩目的の捕獲は認めていません。

また、市町村長の飼養登録を受けていないメジロを飼うことも禁止されています。違法に捕獲したメジロを飼養登録することはできません。

メジロを飼養登録している方へ

- ・毎年、お住まいの市町村で飼養登録の更新を必ず行ってください。
- ・メジロには、足環を必ず装着してください。

飼養登録を受けたメジロ



登録番号が刻印された足環（銀色）

注意

福岡県では、警察と連携して取締りを行っています。

○野鳥を違法に捕獲すると・・・
1年以下の懲役又は100万円以下の罰金刑に処せられる場合があります。

○登録を受けずに飼養したり、違法に捕獲した野鳥を飼養、譲渡すると・・・

6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金刑に処せられる場合があります。



警察に押収されたメジロ



違反者を目撃された方は、下記へ連絡してください。



福岡県環境部 自然環境課 野生生物係 ☎092-643-3367

違法捕獲を見つけた場合は、目撃現場から110番通報をお願いします。